

日本ダウン症学会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は日本ダウン症学会(英語名;Japan Down Syndrome Association)と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、主たる事務所を公益財団法人日本ダウン症協会(東京都豊島区)内に置く。

第2章 目的および活動

(目的)

第3条 本会は、ダウン症候群(21トリソミー、以下ダウン症)のある者の医療・保育・教育・福祉・就労分野の連携と協働を目指し、それらの研究、実践を促進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会・シンポジウム・研究会・セミナー等の開催および開催助成
- (2) 研究および調査
- (3) 会誌その他図書の刊行
- (4) 優れた研究の奨励および研究業績の表彰
- (5) 内外のダウン症関係の諸機関との連絡
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

2 前項の事業は、日本の国内外で行うものとする。

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員の種別は、次のとおりとする。会費は、会費施行細則に定める。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会し、本会の活動を推進する個人
- (2) 賛助会員 本会の事業を支援するために入会した個人、法人または団体
- (3) 名誉会員 本会の活動にあたって功労のあった者または学識経験者で、総会で承認された個人

2 前項第3号の会員は、前項第1号の会員の権利を有する。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとするものは、本会所定の方法により入会を申し出て、理事長の承認を得るものとす

る。

(任意退会)

第7条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の出席正会員の3分の2の同意によって当該会員を除名することができる。

- (1)この会則その他の規則に違反したとき
- (2)本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3)その他除名すべき正当な事由があるとき

(資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほかに、会員は、次の事由によりその資格を喪失する。

- (1)成年被後見人、被保佐人になったとき
- (2)当該会員が死亡、または解散したとき
- (3)賛助会員たる法人または団体が、解散または倒産したとき
- (4)会計年度で2年以上会費を納入しなかったとき

第4章 役員

(定数)

第10条 本会の運営のため、理事および監事（以下、役員）を置く。

- (1)理事 6名以上20名以下
- (2)監事 2名以内

(役員の選任)

第11条 役員の選任は次の通りとする。

- (1)役員は、総会において選任される。
- (2)理事長は、理事会において選任される。
- (3)理事長は、2名以内の副理事長および1名の事務局長を指名する。

(役員の職務)

第12条 役員の職務は次の通りとする。

- (1)理事長は、本会を代表し、会の運営を総括する。
- (2)副理事長は、会の運営を把握し、理事長を補佐する。理事長に事故あるとき、または理事長が欠けるときは、副理事長がその職務を代行する。
- (3)事務局長は、会の運営に係る事務を総括する。

(4) 理事は、理事会を構成し、担当する事業の計画を立案、執行し、その状況を理事会に報告する。

(5) 監事は、理事の職務執行および本会の会計を監査する。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は次の通りとする。

(1) 理事の任期は、選任後2年内の最終の定時総会終結の時までとする。

(2) 監事の任期は、選任後4年内の最終の定時総会終結の時までとする。

(3) 役員の再任は、これを妨げない。なお、任期終了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、退任した役員の任期終了時までとする。

(4) 役員は任期終了後であっても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(報酬等)

第14条 本会の役員は、無報酬とする。

2 本会の役員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

第5章 会議

(会議の種類)

第15条 会議は、総会、理事会とする。

(総会)

第16条 総会は、すべての正会員をもって構成し、正会員総数の過半数の出席（委任状を含む）によって成立する。

2 定時総会は、毎会計年度の終了後3か月以内に開催する。臨時総会は理事長の招集または正会員の4分の1以上の要請により開催する。

3 総会の議長は、理事長が務める。

(総会の決議)

第17条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会則の変更

(2) 役員の選任または解任

(3) 毎会計年度の決算書類の承認

(4) 本会の解散および残余財産の処分

(5) その他総会で決議するものとして、本会則で定められた事項

2 総会の決議は、出席正会員の過半数の同意をもって行う。

(理事会)

第18条 理事会は、すべての理事によって構成され、理事の過半数の出席によって成立する。理事会には、監事が

出席するほか、理事長が必要と認める者を出席させることができる。

2 理事会は、定時総会の前に開催されるほか、必要に応じて理事長が招集する。各理事または監事は理事会の開催を理事長に要請することができる。

3 総会の議長は、理事長が務める。

(理事会の決議)

第19条 理事会は、次の事項について決議する。

(1) 総会への付議事項

(2) その他本会の運営に関する重要事項

2 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。ただし委任状によるものは出席者と認められない。

3 理事会の決議は、書面または電磁的方法によることとする。書面または電磁的方法による決議事項が理事長名により発信され、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(委員会)

第20条 本会の事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て必要な委員会を置くことができる。

1 本会の事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て必要な委員会を置くことができる。

2 理事会は、専門的な助言を得るために専門委員会を置く。

(1) 専門委員会の委員は、正会員の中から理事長が委嘱し、理事会に報告する。

(2) 専門委員会の構成、運営および任期等の詳細は、理事会の議決を経て別に定める。

第6章 学術集会

(学術集会)

第21条 本会は、毎年1回学術集会を主宰する。

2 理事長は、会員のなかから学術集会大会長を指名する。

3 学術集会の運営は、学術集会大会長の裁量のもとで行われ、各理事は学術大会長を支援する。

4 本会は、学術集会の講演資料を会誌に掲載することができる。学術集会大会長は、演者にその旨を通知し、演者の合意を得て、登壇を許可する。

5 学術集会大会長は、学術集会に関する理事会に出席することができる。

第7章 財務会計

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後、速やかに年度事業報告及び収支決算（以下、決算書類）案を作成し、理事会の承認を得て、総会に提出する。

第8章 会則の変更及び会の解散

(会則の変更)

第23条 本会則の変更は、理事会の決議を経たのち、総会に出席した正会員の過半数の同意を必要とする。

(会の解散)

第24条 本会の解散は、正会員総数の3分の2以上の同意を必要とする。

2 解散に伴う残余財産は、総会の決議により本会の目的に類似する公益事業に寄付するものとする。

第9章 その他

(細則)

第25条 本会則をさらに明確にするため「会則施行細則」を別に定める。

2 会則施行細則は、理事会においてこれを定める。

附 則

本会則は、2019年5月19日より施行とする。

本会則の一部改正は、2025年11月15日の総会の議決を経て、同日より施行する。

日本ダウン症学会会則施行細則

(会費)

第1条 年会費は、次のように定める。

- (1) 正会員 年額 3,000円
- (2) 賛助会員 年額 50,000円(1口)
- (3) 名誉会員 無料

(役員の選出)

第2条 役員(理事および監事)の候補者は、現任役員の任期終了日の1か月前までに事務局に届け出ることとする。

2 役員の候補者は、その年度で任期の終わる役員全員(ただし本人が再任を辞退した場合を除く)または本会に入会後、1年以上経過した正会員とする。

3 役員は、就任会計年度4月1日における年齢が満75歳未満の正会員から選出される。役員は、任期中に75歳に達したときには、当該会計年度の3月31日をもって辞任する。

(委員の選出)

第3条

1 理事長が新たに委員を委嘱する場合には、ダウン症に関する業績等が顕著である者を正会員のなかから選出する。

2 委員は、就任会計年度4月1日における年齢が満75歳未満の正会員から選出される。委員は、任期中に75歳に達したときには、当該会計年度の3月31日をもって辞任する。

第4条 本細則を変更するには、理事会の承認を要する。

附 則

本細則は、2019年5月19日より施行とする。

本細則の一部改正は、2025年11月15日の総会の議決を経て、同日より施行する。